

# 石狩市花川中央地域包括支援センター 令和3年度評価・令和4年度計画 概要版

## 1. 令和3年度計画（重点項目）に対する評価

令和3年度計画（重点項目）	令和3年度評価（重点項目）
<p>◆基本方針：地域包括支援センターの機能拡充</p> <p>①相談窓口としての地域包括支援センターの周知</p> <p>②地域や関係機関からの相談対応</p> <p>③自立支援に資するケアマネジメントの推進</p> <p>④包括的・継続的ケアマネジメント活動</p>	<p>新規開設の地域包括支援センターとして、まずは名前や相談機関であることを知ってもらうための周知活動を（不足感はあるが）町内会、民生委員、銀行や郵便局、商業施設などに実施。地域や関係機関からの相談にも応じながら、困難ケース対応や自立支援に向けたアプローチなどセンター内でも共有を図り、地域包括支援センターとしての活動の意識付けを行えた。地域の介護支援専門員の後方支援として、意見交換会の開催や研修会の開催を行った。</p>
<p>◆基本方針（1）の成果→・周知活動を行った結果として、一定程度は地域包括支援センターとして認知され、周知を行った機関からもコンスタントな相談につながった。・ケースの振り返りや共有を事業所内で行うことで対応力の向上につながった。・地域の居宅介護支援専門員への後方支援として「カスタマーハラスメント」をテーマに研修を行い、副産物として新規認定、更新認定時に被保険者に対して注意喚起するリーフレットを市から送付するきっかけとなった。</p>	
<p>◆基本方針（2）：権利擁護の推進</p> <p>①高齢者虐待を未然に防ぐための活動</p> <p>②消費者被害を未然に防ぐための活動</p>	<p>高齢者虐待防止DVD（動画）の作成を行い、地域の居宅介護支援事業所などの介護関係機関に配布する道筋をつけた。また、配布するだけでなく、社会福祉士による講義もセットに行う機会を作ることができた。消費者被害防止ネットワーク会議に出席し、ケースは多くなかったものの、消費生活センターと連携した対応する機会があった。</p>
<p>●基本方針（2）の成果→・高齢者虐待防止DVD（動画）の作成と、配布のみではなく講義もセットで行うことも含めて周知を行う機会を作れたことで、高齢者虐待防止への地域関係機関の意識の向上に寄与できた。</p>	
<p>◆基本方針（3）：認知症高齢者への対策</p> <p>①認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援</p> <p>②認知症カフェの開催</p> <p>③石狩市徘徊・見守りSOSネットワークの拡充</p>	<p>認知症地域支援推進員に職員を派遣し、認知症支援に関する活動に参画し、地域住民や関係機関に対する周知活動も実施。認知症カフェについては新規立ち上げサポートはできなかったが、センターとして新規にカフェを立ち上げた。認知症地域支援推進員の活動の一環として、地域の施設や薬局にSOSネットワークの登録勧奨を行った。</p>
<p>◆基本方針（3）の成果→・認知症地域支援推進員に職員を派遣することで、センター内でも認知症支援に関する活動への意識が高まった。・改善の余地はあるが認知症カフェを立ち上げたことで、地域の認知症に関わる方々の気軽に立ち寄れる場所ができ、認知症の方の安心して暮らせる地域づくりに寄与できた。・訪問活動を通じてSOSネットワーク登録機関の増加につなげることができた。</p>	

## 2. 令和3年度総合相談等からみえた地域課題

<p>・特に子のいない、または子がいても疎遠で協力体制を得ることが難しい独居、夫婦世帯において、サービス利用時や施設入居検討時に身元保証人がいないことによる、支援や調整への弊害があった。</p> <p>・認知機能の低下が顕著に出てから支援が必要な方であると把握されることで、支援やサービス利用の必要性について理解を得ることが難しいケースが少なくなかった。</p> <p>・精神疾患を抱えていたり、精神疾患を起因とするような症状が出ている地域住民に対して、適切に医療に繋ぐ必要性があっても、体制的にスムーズに支援につなげることが難しいケースがあった。</p> <p>→問題や課題が表面化する前の段階で相談できる機関として認知されるために、センター機能の周知の強化がより一層必要であると考え。また地域住民に対しても、介護予防的な視点を持ってもらうことができるような活動を強化していくと同時に権利擁護に関連する施策など事前に活用できる仕組みを知ってもらうことも、センター機能の周知と並行して強化していくことが望ましい。認知機能の低下している方への支援としては、認知症初期集中支援チームの積極的な活用も視野に入る。</p> <p>・当センターとしては、初年度の活動を踏まえて、より一層の認知度の向上を図るための周知活動の強化と、アウトリーチ活動の一環として積極的に様々な地域住民との接点を作るようにしていくことが必要。</p>
---

### 3. 令和4年度計画（重点項目）【令和3年度評価と地域課題を踏まえて作成】

#### ◆基本方針（1）：地域包括支援センターの機能拡充

##### ①相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・地域包括支援センターが相談窓口として定着するよう担当地域の各町内会への地域包括支援センターの機能周知の機会を年間2回以上作る。
- ・担当地域の民生委員協議会の定例会でセンター機能を周知する機会を作る。民生委員との連携強化を図り、地域で生活する一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などへの同行訪問などを検討、実施する。
- ・地域住民が自主的に集まる集いの場などを訪問し、地域住民に広く地域包括支援センターの機能を周知する機会を作る。ほか、多様な地域の団体に対しての周知機会を作ることも検討する。
- ・石狩圏域地域包括支援センターで協働し、地域住民に広く、定期的にセンター機能を周知するため、広報誌を作成し配布、回覧できるように活動する。

##### ②地域や関係機関からの相談対応

- ・様々な相談が寄せられることが想定されるが、相談内容を傾聴し、課題の把握に努め、緊急性を判断しつつ、センターで対応するほか、関係機関に適切につなぐ。
- ・関係機関につないだあとも、センターとして継続的にフォローを行う。
- ・地域や関係機関からの相談に対して、必要に応じて困難ケースの対応検討のみではなく、重度化防止の観点からも地域ケア会議を積極的に開催する。

##### ③自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ・自立支援型地域ケア会議に事例を提出するほか、様々な機会が多職種からの専門的な助言を受けて、ケアマネジメントの資質の向上を図る。
- ・事業所内、または地域の居宅介護支援事業所や石狩市介護支援専門員連絡会と連携し、事例検討会や研修会を実施し、ケアマネジメントの資質の向上を図る。

#### ◆基本方針（2）：権利擁護の推進

①市内地域包括支援センター社会福祉士で作成した高齢者虐待防止リーフレット及びDVDを活用し、勉強会を開催するなどして居宅介護支援事業所をはじめとした多様な介護保険事業所に対して高齢者虐待防止についての周知を行う。

また、居宅介護支援事業所などの介護保険事業所を訪問し、聴き取りなどを通じて高齢者虐待をはじめとした権利擁護に関する課題を抱えるケースの早期発見、早期対応に努める。

②成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用について、石狩市成年後見センターと連携しながらリーフレットなどを活用して提案や周知の機会を作る。

③消費者被害を未然に防げるよう、居宅介護支援事業所などの介護保険事業所へ周知を行います。また、相談業務の中で早期発見に努め、関係機関と連携しながら早期対応を行う。

#### ◆基本方針（3）：認知症高齢者への対策

##### ①認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援

- ・認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような地域づくりに向けて、多様な機関、店舗、団体を訪問し普及啓発を推進する。
- ・普及啓発においては、認知症当事者の視点も意識した活動を行う。
- ・総合相談などの対応でも困難なケースにおいて、認知症初期集中支援チームの活用も含めて認知症の方の支援のセーフティネットとしての活動を行う。

##### ②認知症カフェの開催

- ・認知症カフェを主催し、認知症当事者や認知症の方に関わる方を含めた地域住民が気軽に立ち寄れる場として定着するような周知や工夫を継続する。
- ・担当地域において認知症カフェの新規立ち上げを支援、検討する。

##### ③石狩市徘徊・見守りSOSネットワークの拡充

- ・登録機関の増加に資するよう、地域の関係機関や民間企業等への普及啓発を推進する。